

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めております。株主やその他ステークホルダーと良好な関係を築き、社会のニーズに合った事業活動を行うことで長期的な成長を遂げていくことが出来ると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制作り積極的に取り組んでおります。

なお、当社では、今後の事業拡大に伴って組織規模拡充が想定されるため、コーポレート・ガバナンス体制については随時見直しを実施し、体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改定後のコードに基づき記載しております。

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳)

当社は、書面による議決権行使制度を採用しており、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、電子行使制度は採用しておりません。招集通知の英訳については、スケジュールと内容の正確性担保の問題があること、現状での外国人株主の議決権行使状況に特に問題ないと判断しているため、実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率などの動向をみて、必要と判断した場合は採用する考えです。

【補充原則3-1-2】(英語での情報開示・提供)

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、決算説明資料や招集通知等の英訳を進めてまいります。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

現時点で独立社外取締役を1名選任しており、同取締役は同業他社でのCFO、戦略コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識により外的な観点から、取締役会における業務執行を十分に監督しており、独立社外取締役としての役割・責務を十分果たしておりますが、今後のガバナンス体制の更なる強化を目的として、必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【補充原則4-10-1】(独立した諮問委員会の設置)

当社は、現時点において指名委員会・報酬委員会等の独立した諮問委員会はありませんが、必要に応じて設置を検討していきたいと思っております。上記【原則4-8】記載のとおり、当社において独立社外取締役は1名のため、まずは独立社外取締役の増員に注力してまいりたいと思っております。

【原則4-11-3】(取締役会の実効性分析・評価の実施と開示)

取締役および監査役は、毎年、取締役会において各議題について十分な議論がなされたか、当社の問題事象について取締役会に適時適切に報告がされていたか、適切な対応策を決定したか等を各自が分析し、経営意思決定機能と監督機能を果たしているか否かを自己評価しておりますが、これに加え、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の導入についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(政策保有株式)

当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との関係強化の観点から、保有する銘柄を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有し、個別の政策保有株式について取締役会にて、保有の意義や経済合理性等を検証いたします。

また、議決権行使は発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、当社の持続的成長と経営戦略実現に資するものであるかを個別に判断し、適切に行使用いたします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、取締役会でその取引内容を十分に審議した上で承認し、適切な手続きをもってその取引が実行されることを確認しております。

【補充原則2-4-1】(社内の多様性の確保)

当社は、多様化した人材を登用するとともに、人材の育成が中長期的な企業価値向上に資すると考えており、年齢・性別・国籍・学歴に関係なく採用しております。女性につきましては、現状管理職への登用の状況は、全管理職に対して、20.0%の状況となっております。また、現状外国人の管理職登用はございません。中長期にわたって人材の育成をすすめる女性・外国人の管理職登用を進め、比率を高めてまいりたいと考えております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1)当社は、経営の基本理念、社是につきましては、これを役員・従業員全員が共有しており、実践することをめざしております。当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.kichiri.co.jp/company/philosophy/> 参照)

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役の報酬の総額(限度額)については、取締役会の承認を経た上で株主総会にて決議いただいております。
また個別の取締役報酬については、各役位の役割と責任に応じた報酬体系の中で、取締役会で協議・決定しております。

(4)取締役会が経営幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、その能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断した上で代表取締役が提案し、取締役会で決議を行います。

(5)株主総会招集通知に候補者の概要について公表しております。

【補充原則3-1-3】(サステナビリティについての取り組み)

当社は、「大好きが一杯」という気持ちを自分のまわりのすべての人たちに表現する事で人に触れ合い、人に感謝し、人に感動する、それによって一人でも多くの人たちに癒し、豊かさ、明日への活力を提案、提供し続ける集団でありたいという経営理念に基づき、持続可能な社会の実現に向け、事業を通じて、社会的課題の解決を目指しております。特にSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という考え方は、当社の経営理念及び事業を展開することにより、実現を目指す方向性と一致いたします。サステナビリティへの取り組みは、当社の中長期的な企業価値向上において重要な課題であります。今後、情報開示に向けた取り組みとして、サステナビリティ委員会の設置を検討するなど具体的に進めてまいります。

【原則4-1-1】(取締役会の判断・決定、経営陣に対する委任の範囲の開示)

取締役会では、法令および定款に定められた事項のほか、経営の方針・計画等や重要な業務執行を決定しており、その範囲は取締役会規程に定めております。取締役会において決定された経営の方針・計画等に基づく個別の業務執行に関する決定は、社長をはじめとする業務執行者に委任しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

当社は、独立社外取締役の選任に当たっては、上場証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たす者としております。また、その候補者としては、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定するよう努めております。

【原則4-11】(取締役の選任方針等の開示)

当社の取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現及び重要事項の決定と監視・監督の役割を果たすため、多様な知見と経験を有する取締役に構成しております。取締役候補者の指名については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点により、代表取締役が候補者を選定し、取締役会にて決定しております。

【補充原則4-11-1】(取締役会の構成)

当社は、取締役会において、経営監視を果たすためには、当社の事業を担当する部門責任者及び経験豊かな外部の人材により構成されることで、取締役会の取締役への牽制機能を担保し、かつ知識・経験・能力の多様性を確保することが重要であると考えております。このような観点から、当社の経営戦略上取締役が備えるべき知識・経験・能力を勘案して、取締役を選任しており、現在の当社取締役会は、5名の業務執行取締役に加え、他社での経営経験のある独立社外取締役1名、社外監査役3名の9名で構成されており、各自が有する知見を活かし、自由闊達な意見交換を行い、審議がなされております。

【原則4-11-2】(取締役の他上場会社の役員兼任状況の開示)

当社社外取締役、社外監査役が、他の会社の役員等を兼任する場合には、その役割・責務を適切に遂行するために兼任数は合理的な範囲にとどめるべきであるとの考えから、当社の業務に支障のないことを確認しております。

また兼任が発生する場合には、取締役会においてその兼任が合理的な範囲内であるかを確認し、毎年「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

【原則4-14-2】(取締役・監査役のトレーニング方針の開示)

当社は、取締役及び監査役を対象とした定期的な役員研修会の開催並びに新任取締役及び新任監査役を対象とした外部研修の受講等を通じて、会社の事業、財務及び組織等に関する必要な知識の取得及び向上を図り、取締役及び監査役に求められる役割及び責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を確保しております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、経営管理本部にIR担当部署を置き、IR担当役員および担当者を選任しております。IR担当役員および担当者は、インサイダー取引および秘密情報に関する社内規則を遵守し、経理部等の関係部署と連携を行っております。

また、第2四半期および期末決算におきましては、決算説明会を開催するとともに、寄せられたご意見等につきましては、必要に応じて取締役会で報告を行うこととしております。

このような取組みを行い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目的とした適切な情報開示および建設的な対話に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エムティアンドアソシエイツ	4,152,000	40.61
葛原 昭	358,700	3.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	310,800	3.04
平川 勝基	259,500	2.54
平川 昌紀	242,300	2.37
平田 哲士	198,200	1.94
平川住宅株式会社	136,800	1.34
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	129,700	1.27
清原 康孝	124,700	1.22
榎 卓生	119,700	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	6月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
木村 敏晴	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 敏晴			同業他社でのCFOとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また戦略コンサルタントとして、様々な企業の成長戦略策定等のプロジェクトを手がけた経験から、当社の業務執行におけるサポート及びコーポレートガバナンスの水準の維持・向上に貢献いただけると考えたため選任しております。 また、当社の意思決定に重要な影響を与える取引関係にないため、一般株主との利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、期中を通じて会計監査を行い、監査役は監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に会計監査人より報告を受けております。また、当社では社長直轄の部門として内部監査室を設置しており、業務執行の適正性・効率性の確保に努めております。内部監査室長は監査役と定期的に会合を行い、監査の方法や結果について情報交換を行うことで相互連携を図るとともに、監査役からの助言等を得て内部監査の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
榎 卓生	公認会計士														
井上 賢	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
榎 卓生			公認会計士の資格を有し、その豊富な経験と高い専門性から、業務執行機関に対する監督機能の強化を図ることができ、また、人格・見識のうえで社外監査役に選任しております。

井上 賢		弁護士の資格を有しており、その豊富な経験と高い専門性を活かし、客観的な監査が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。また、当社の意思決定に影響を与える取引関係にないため、一般株主との利益相反取引の生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役、監査役及び従業員に対し、経営参画意識や業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

経営参画意識や業績向上に対する意欲や士気を高めるという目的に照らして、付与対象者を設定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2021年6月期における取締役に支払った報酬額
 社内取締役 年額103,109千円(基本報酬94,200千円、ストックオプション8,909千円)
 社外取締役 年額2,400千円(基本報酬2,400千円)
 2021年6月期における監査役に支払った報酬額
 社内監査役 年額1,800千円(基本報酬1,800千円)
 社外監査役 年額3,600千円(基本報酬3,600千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各役員役割と責任に応じた報酬体系の中で取締役会で協議・決定しております。

監査役の報酬についても、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役会で協議・決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、毎月開催される取締役会へ出席し、経営戦略に関する助言・サポートを行い、監査役は毎月1回開催される監査役会にて情報の共有を行っております。現在、社外監査役を補佐する専従者はおりませんが、職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要求された場合には、監査役と協議により、適正な監査業務執行に必要な業務補助を行う方針です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 会社の機関の基本説明・取締役会

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名により構成されております。取締役会は6名の取締役で構成され、迅速かつ確かな経営及び執行判断を行うため、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。また、公正かつ透明な経営の実現のため、監査役は常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行が法令・定款に違反していないかのチェックを行っております。

2. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

当社は、営業統括本部(店舗含む)、商品統括部、経営管理本部、内部監査室により運営されております。各業務部門において、一部、取締役が業務担当部門長を兼務しており、その他の業務担当部門長とともに業務を分掌し、牽制機能が働く組織体制となっております。また、取締役、監査役及び付議すべき事項の関係者として社長が認めた者で構成される経営会議を開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行うほか、取締役会から委譲された権限の範囲で経営の重要事項についての審議を行っております。また、代表取締役直轄のもと、代表取締役に任命された内部監査室長により、各部門の業務遂行状況についてコンプライアンスに留意した内部監査を行っております。

3. 内部監査及び監査役監査の状況

当社は代表取締役直轄のもと、代表取締役に任命された専任の内部監査室長が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査室長は監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行い、業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図っております。監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)によって構成されております。監査役会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、会計監査人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会ほか社内的重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、会計監査人と意見交換を行い、監査報告書を代表取締役に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

4. 当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、内部統制及び重要な会計的課題に対して随時相談を行い、助言を受けております。

なお、業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柴田 芳宏

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 谷間 薫

・監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士 4名

その他 13名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

重要事項は社外取締役が参加する取締役会に付議されており、取締役が6名と少人数であることから意思決定のスピードに支障はないものと考えております。また、取締役、監査役及び付議すべき事項の関係者として社長が認めた者で構成される経営会議を月に1回開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行うほか、取締役会から委譲された権限の範囲で経営の重要事項について審議を行っております。

社外のチェックという観点からは、社外取締役が豊富な経験による業務執行サポート及び客観的視点による意見表明等を積極的に行っております。また、当社と利害関係のない社外監査役による客観的、中立的な監査を実施しており、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、会計監査人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会ほか社内的重要会議への出席を実施し、経営監視機能の面においても十分に機能する体制が整っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であることから、株主総会開催集中日は回避されているものと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、決算の詳細とともに事業戦略についても代表者が説明します。また、機関投資家を個別に訪問し、個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書など、随時IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、創立以来目指している「真心のこもったおもてなし(ホスピタリティ)」を提供し続けるために、企業として責任ある行動を常実践し、ステークホルダーとの共存共栄を実現していくことを経営の方針としております。方針につきましては、社是としてホームページ上で公開しております。
その他	当社は、幅広い人材が個性と能力を十分に発揮できる企業文化を積極的に作ることで、社会的存在価値、企業価値の向上を目指します。また、勤務条件、雇用形態、勤務場所等を柔軟に改善し続けることで、幅広い人材が個性と能力を発揮できる企業文化を作ることを推進します。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況】

当社は、法律上の機能や制度はもとより、社内規程などの自主的なルールについても一層の強化、改善をはかりながら、企業としての継続的な発展に取り組んでまいります。なお、内部統制システムの整備状況は以下のとおりです。

- 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 全ての役員及び従業員に、法令遵守、社会倫理の遵守、定款遵守及び清廉潔白や公明正大が企業活動の原点であることを周知徹底しております。
 - 公正な事業活動及び法令遵守の徹底を強化する目的として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・向上を推進しております。
 - 法令もしくは定款上疑義のある行為等の早期発見と是正を目的に「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス違反に関する問題の把握に努めております。
 - 当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行います。
- 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。
- 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 財務、品質、災害、情報セキュリティなど経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクについては、リスク管理に関する規程やマニュアルを制定し、リスク管理体制を整備しております。なお、不測の事態が生じた場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。
 - 監査役会及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査しております。取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。
- 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。
 - 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、取締役会付議事項の審議及びその他重要事項の審議機関として経営会議を設置し効率的な運営を図っております。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性

に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととしております。
- ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないものとしております。
- 6. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程等に基づき監査役に報告いたします。
 - ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるとしております。
 - ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。
- 7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役は、適正な監査の実現を図るため、代表取締役と定期的に意見交換の場を設けるとともに、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図っております。
- 8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととしております。
- 9. 反社会的勢力排除に向けた体制
 - 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。
- 10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
 - ・取締役の職務執行に係る情報の保存については、文書管理規定に従って適正に保存され、また取締役及び監査役が常時閲覧できる状態となっております。
 - ・各部門の業務執行にあたっては、権限規定に基づく適正な権限分配の下、業務担当取締役が統括し、稟議の電子化等、ITを利用した効率化を図っております。
 - ・コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、当社のマニュアル等に基づき、主に、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、及び財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しております。
 - ・毎週開催される、経営幹部が出席する経営会議において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 適時開示体制の整備及び運用状況

・適時開示体制の整備に向けた取組み

投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクロージャーできる体制を構築しております。適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員に対して「内部情報及び内部者取引管理規程」等の諸規程を社内イントラネットで閲覧できるようにしている他、重要会議及び研修会等の機会をとりながら適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。株主や一般の投資家が当社に関する情報を容易にアクセスできるように開示後、速やかに当社ホームページにも開示資料を掲載しております。また、東京証券取引所の規則等に基づく適時開示は当然のこと、適時開示制度において開示を求められていない事項についても可能な限り迅速かつわかりやすい情報開示を行っております。

2. 適時開示手続き

・決定事実に関する情報

総務部は取締役会、経営会議等重要会議の付議事項を予め入手するとともに当該会議終了後遅滞なくその議事録を入手して、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成し取締役会の了承を得て開示します。

・発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、情報開示担当部署である総務部へ報告いたします。総務部は、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成するとともに、情報取扱責任者及び代表取締役社長への報告・確認を行い、取締役会の了承を得て速やかに開示します。なお、緊急を要する場合には、取締役会の承認を得ずに代表取締役社長が開示の決定をします。

・決算に関する情報

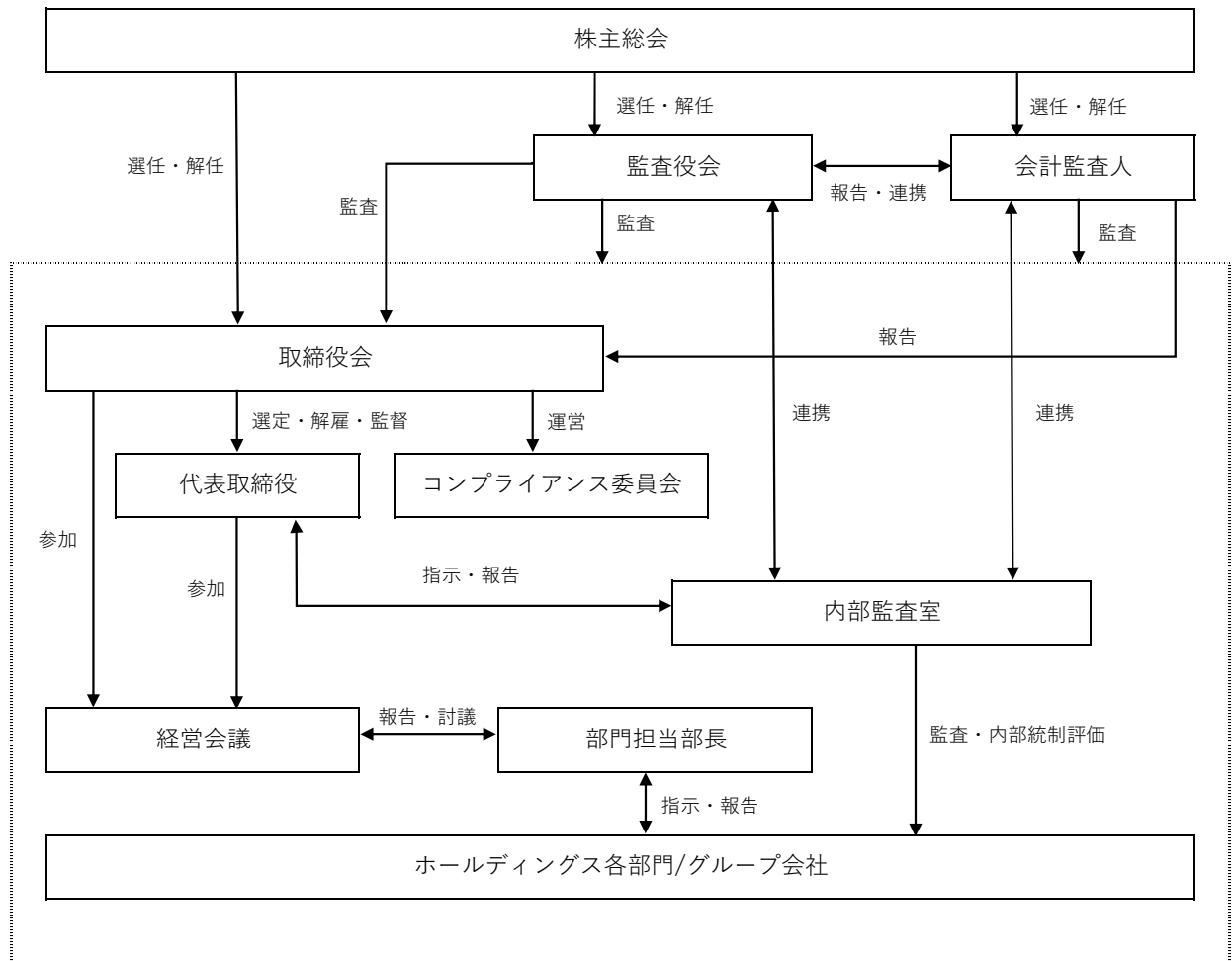
財務経理部は、決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成し、総務部へ提出します。総務部は情報開示担当役員、代表取締役社長に報告し、監査役会、会計監査人の確認後、取締役会の承認を得て速やかに開示します。なお、当社は決算日後35日程度で公表できる体制が構築できております。

・子会社に係る適時開示手続き

子会社において重要事実(決定事実・発生事実)が発生した場合は、総務部から情報開示担当役員に報告し、開示の必要性があると判断した場合は、総務部において開示資料を作成し、社長の承認を得て速やかに開示します。

コーポレートガバナンス体制についての模式図は(参考資料)をご参照下さい。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



適時開示体制の概要（模式図）

